

第4章 豚産肉能力検定事業の開始

1. 検定実施場所数および検定豚数

上記のような経緯を経て、わが国の豚産肉能力検定もいよいよ本格的実施の段階に入った。一方、検定実施方法に関する基礎試験の進行に伴って、一部の先進養豚県では検定実施の機運が高まり、昭和32年頃から技術習得の意味合いも兼ねて、予備試験的に産肉能力検定が実施されはじめるようになった。

しかし、本格的な実施は、検定実施方法のほぼ確立した昭和34年からで、愛知、千葉、群馬、神奈川、富山の諸県は規格による検定豚舎を設置し、規定の方法による産肉能力の実施に踏みきった。また、規格の検定豚舎は持たないが、豚舎の一部改造などによる準規格の豚舎で同年検定を実施しはじめたのは農林省岩手種畜牧場および茨城、岩手、新潟、静岡の諸県であった。

次いで、農林省は昭和34年4月1日大宮種畜牧場豚検定課を茨城県真壁郡関城町に設置、同35年11月豚産肉能力検定事業を開始した。その後、大宮種畜牧場豚検定課は36年4月種豚課と改称、38年4月大宮種畜牧場茨城支場に昇格、40年12月白河種畜牧場茨城支場となり、平成2年10月家畜改良センター茨城牧場となって今日に至っている。（この間の詳細については第2編、第2章 戦後における豚の改良増殖事業、5、参照）

また農林省は昭和36年度から5ヵ年にわたり、都道府県が設置する規格の豚産肉能力検定施設に対し、毎年5ヵ所づつ設置費の補助事業を行い、これが推進をはかったことも本事業の

表 6.14 検定実施場所数と検定豚数（昭和37年現在）

年 次	検定実施場所数			検 定 豚 数	
	規 格	準 規 格	計	組 数	調査豚数
昭 34	カ所 5	カ所 4	カ所 9	組 46	頭 176
昭 35	5	4	9	56	216
昭 36	10	5	15	127	500
昭 37	13	4	17	129	511

（備考）なお現在、規格の豚産肉能力検定施設をもつ場所は次の27カ所である。

（国）……（1カ所）

大宮種畜牧場茨城支場

（都道府県）……（25カ所）

北海道、青森、岩手、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、新潟、富山、山梨、愛知、三重、岐阜、鳥取、島根、愛媛、福岡、宮崎、鹿児島

（団体）……（1カ所）

全販連中央種豚場

発展に大きな力となった。

つぎに当時（昭和 34, 35, 36, 37 年）における検定実施場所数と検定豚数を示すと表 6.14 のようである。（近年の状況については既述の表 3. 3 および後述の表 6.16 を参照されたい）。

（国）……（1 カ所）

大宮種畜牧場茨城支場

（都道府県）……（25 カ所）

北海道、青森、岩手、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、新潟、富山、山梨、愛知、三重、岐阜、鳥取、島根、愛媛、福岡、宮崎、鹿児島

（団体）……（1 カ所）

全販連中央種豚場

2. 豚産肉能力検定事業に対する（社）日本種豚登録協会の対応

（社）日本種豚登録協会（初代会長 田口教一氏）は農技研家畜部において昭和 29 年から 7 ヶ年にわたって筆者らが実施した「わが国における豚産肉能力検定の実施方法に関する基礎試験」の開始当初から格別の理解とご支援を賜り、その後も引き続きこの事業の発展に多大のご盡力を頂いている。

検定事業開始以来の主な経過と関連事項を施行順に摘録すると次のようである。

昭和

38.10.1 産肉能力登録の開始

種豚登録規程中に産肉登録を実施することを明文化し、これに伴う様式ひな形を決定

種豚登録規程（昭和 45 年 4 月 1 日発行）

（第 3 条）登録は、種豚登録、繁殖登録、産肉登録の 3 種とする。

（第 7 条）産肉能力登録は種豚登録豚で本会の適当と認める検定施設において別に定める豚産肉能力検定実施方法（下記）により検定を受け、検定の成績が別に定める豚産肉能力検定成績判定基準により C 級以上のものについてこれを行なう。

豚産肉能力検定実施方法

1. 検定のための豚（調査豚）の条件

（1）種雌豚産子検定に合格、或いは合格したことのある雌豚から生産された同腹子豚 4 頭（雌 2，去勢 2）を 1 組とする。

（2）子豚の体重は、搬入時において 12 kg 以上、18 kg までのものとし、1 腹平均体重の上下

10%の範囲内にあるものを選定する。

(3) 豚コレラ予防注射は検定施設に送る前に実施する。

2, 検定開始, 終了時期および検定期間

(1) 検定は子豚の体重が20 kgに達したとき開始し, 90 kgに達した後屠殺解体して所要の調査を行ない, 検定を終了する。

(2) この間体重20 kgから50 kgまでを前期, 50 kgから90 kgまでを後期とする。

(3) 検定は春子, 秋子で年2回実施して差支えないが, 検定成績を比較検討するため検定の時期を明示するものとする。

3, 検定豚舎の規格と収容頭数

(1) 検定豚舎は日当りのよい単式豚舎とし, 豚舎の広さは間口1.2 m(約4尺), 奥行2.7 m(約9尺)とする。

運動場は必要としない。

(2) 調査豚は1豚房に1頭ずつ収容する。

4, 検定の方法

(1) 調査豚は搬入したときから検定開始時(体重20 kg)まで予備飼育する。

この間に検定飼料に馴らすとともに駆虫を行なう。

なお, 駆虫は検定期間中も必要があると認められる場合は実施して差支えない。

(2) 検定用飼料の配合割合は別表(Ⅰ)による。

(3) 飼料の給与量は別表(Ⅱ)による。

(4) 飼料は表面に打水して粉餌が飛ばない程度にして給与する。

(5) 水は飲むだけ給与する。

(6) 敷藁は必要に応じて入れる。

5, 検定中の調査項目

(1) 体重は7日おきに秤量する。体重測定は午前の食間に行なう。

(2) 飼料の消費日量を個体別に記録する。

(3) 屠体については次の測定ならびに審査を行なう。

(イ) 屠肉歩留, 屠体重量, 頭, 生皮重量, 内臓総重量

(ロ) 屠体長, 背腰長, 屠体幅, 脂肪層の厚さ, ロースの太さ, 胸椎数および腰椎数

(ハ) 大割肉片の割合(カタ, ロース, バラ, ハム)

(ニ) 屠体の得点率(枝肉, 肩, 背腰, 脇腹, 腿, 肉の品質, 脂肪の品質)

(4) 屠体の測定方法ならびに屠体分割方法は別表(Ⅲ)による。

(5) 屠体審査は肉豚審査標準による。

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

別表（Ⅰ） 豚産肉能力検定用飼料

	前期飼料 No. 1	後期飼料 No. 2	摘 要
フ ス マ	27.2	21.25	製粉歩留 75%～80% 粗蛋白質含有量 14% 以上のもの
脱 脂 米 ヌ カ	10	10	抽出法によって製造した良質のもの
ト ウ モ ロ コ シ	28	20	黄色良質のもの
大 麦	15	25	飼料用良質のもの
アルファルファ・ミール	5	5	デハイドレーテッド、アルファルファ・ミールで粗蛋白質含有量 17% 以上のもの
大 豆 粕	7	3	抽出法によって製造した良質のもの
魚 粕	5	3	粗蛋白質含有量 60% 以上のもの
炭 酸 カ ル シ ウ ム	1.5	1.5	含有量 95% 以上のもの
リ ン 酸 カ ル シ ウ ム	0.5	0.5	第2リン酸カルシウムまたは第3リン酸カルシウムでリンの含有量 15% 以上のもの
食 塩	0.5	0.5	
ミ ネ ラ ル	0.1	0.1	銅 1%, 鉄 5%, ヨウ素 0.1%, マンガン 5%, 亜鉛 6% の含有を保証する飼料添加物でタルクを増量剤としたもの
ビ タ ミ ン A・D	0.1	0.1	1 g 中 A を 10,000 IU, D を 2,000 IU 以上の含有を保証する飼料添加物
ビ タ ミ ン B 複 合 体	0.05	0.05	1 kg 中 B ₁ 1 g, B ₂ 7 g, B ₆ 0.5 g, ニコチン酸 6 g, パントテン酸 10 g, コリン 50 g, 以上の含有を保証する飼料添加物で脱脂米ヌカを増量剤としたもの
抗 生 物 質	0.05	—	1 kg 中テトラサイクリン系抗生物質またはスピラマイシンを 20 g 以上含有する飼料添加剤で最終飼料に 10 ppm 以上の抗生物質の含有を保証するよう調整したもの 但し高濃度のものは穀類で増量し上記基準に従って使用できる。

（注） 飼料の粉碎は 2 mm 以下とする。

別表（Ⅱ） 時期別飼料（風乾量）給与量（日量）

体 重	飼 料 量		体 重	飼 料 量		体 重	飼 料 量	
	ヨークシャー パークシャー	ランドレース 大ヨークシャー ハンプシャー		ヨークシャー パークシャー	ランドレース 大ヨークシャー ハンプシャー		ヨークシャー パークシャー	ランドレース 大ヨークシャー ハンプシャー
12—14 kg kg 以上—未満	0.6 kg	0.8 kg	32—35 kg kg 以上—未満	1.5 kg	1.7 kg	59—62 kg kg 以上—未満	2.4 kg	2.7 kg
14—16	0.7	0.9	35—38	1.6	1.8	62—65	2.5	2.8
16—18	0.8	1.0	38—41	1.7	1.9	65—68	2.6	2.9
18—20	0.9	1.1	41—44	1.8	2.0	68—71	2.7	3.0
20—22	1.0	1.2	44—47	1.9	2.1	71—76	2.8	3.1
22—24	1.1	1.3	47—50	2.0	2.2	76—81	2.9	3.2
24—26	1.2	1.4	50—53	2.1	2.4	81—86	3.0	3.3
26—29	1.3	1.5	53—56	2.2	2.5	86—90	3.1	3.4
29—32	1.4	1.6	56—59	2.3	2.6			

6, 検定の中止

(1) 次に該当する場合は検定を中止し、または検定成績から除外する。

(イ) 伝染病, 切迫屠殺等の場合

(ロ) 3 週間以上増体しないもの

(ハ) ヨークシャー, バークシャーについては生後 240 日, ランドレース, 大ヨークシャー, ハンプシャーについては生後 210 日において体重 90 kg に達しなかった場合

(ニ) 解剖の結果, 著しい病変のあるもの

(2) 1 組 4 頭中 1 頭が検定から除外された場合は 3 頭で検定を行なうが, 1 組から 2 頭検定から除外された場合は, 原則として 1 組全部の検定を中止する。

別表(Ⅲ) 屠体測定ならびに分割方法

1, 調査豚は 24 時間絶食した後屠殺解体するものとし, 屠体の検査は 12 時間以上放冷した後行なうものとする。

2, 屠体測定要領

(1) 屠体長 恥骨前端から第 1 頸椎(凹窩部)まで

(2) 背腰長 I 恥骨前端から第 1 肋骨前縁まで

II 最後腰椎後縁から第 1 胸椎前縁まで

III 大割肉片におけるロースの長さ

(3) 屠体幅 第 5～第 6 胸椎直上部(前軀切断部位)の幅

(4) 脂肪層の厚さ 肩……………肩の最も厚い部分

背……………背の最も薄い部分

腰……………腰の最も厚い部分

らんじる部 前端, 中央, 後端

腹部

(前) ……………胸骨後端部

(中) ……………横隔膜附着部(腎臓脂肪を除き赤肉を含めての厚さ)

(後) ……………最後腰椎部

3, 屠体の分割要領

(1) 肩 第 5～第 6 胸椎の間で背線に直角に切断する

(2) ロース・バラ 内腰筋の外側からおよそ 5 cm のところを背線に平行に切断する

(3) 腿 最後腰椎 1 節を腿につけてほぼ背線に直角に切断する

豚産肉能力検定成績判定基準

成績の判定は検定成績のうち主要な5項目の数値を第1表の判定基準に照らし該当する符号(雄豚の場合は, A, B, C, D, E, 雌豚の場合は a, b, c, d, e)をもってあらわす。

(総合判定の求め方)

総合判定は第1表の判定基準に示す各項目について, A または a のものに5点, B または b のものに4点, C または c のものに3点, D または d のものに2点, E または e のものに1点を与え, これに第2表に示す各々の係数を乗じて合計点数を算出し, これを別記の「総合判定の区分」に照らして, 該当する総合判定を決定する。

第1表-1 ヨークシャー, パークシャー判定基準

項 目		A または a	B または b	C または c	D または d	E または e
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	610	570	530	500	499 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.30	3.50	3.70	4.00	4.01 以上
(3)	長さ(背 腰 長 II) (cm 以上)	69.0	67.0	65.0	63.0	62.9 以下
	太さ(ロースの断面積) (cm ² 以上)	19.0	16.0	14.0	12.0	11.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	31.0	30.0	29.0	27.0	26.9 以下
(5)	脂 肪 層 の 厚 さ (平均) (cm 以内)	3.0	3.3	3.6	3.9	4.0 以上

第1表-2 ランドレース, 大ヨークシャー判定基準

項 目		A または a	B または b	C または c	D または d	E または e
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	670	640	590	560	599 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.20	3.40	3.60	3.80	3.81 以上
(3)	長さ(背 腰 長 II) (cm 以上)	72.0	70.0	69.0	68.0	67.9 以下
	太さ(ロースの断面積) (cm ² 以上)	19.0	18.0	16.0	14.0	13.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	33.0	32.0	31.0	30.0	29.9 以下
(5)	脂 肪 層 の 厚 さ (平均) (cm 以内)	2.4	2.6	2.9	3.1	3.2 以上

第1表-3 ハンプシャー判定基準

項 目		A または a	B または b	C または c	D または d	E または e
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	670	640	590	560	559 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.20	3.40	3.60	3.80	3.81 以上
(3)	長さ(背 腰 長 II) (cm 以上)	69.0	67.0	65.0	63.0	62.9 以下
	太さ(ロースの断面積) (cm ² 以上)	21.0	20.0	18.0	16.0	15.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	34.0	33.0	32.0	31.0	30.9 以下
(5)	脂 肪 層 の 厚 さ (平均) (cm 以内)	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9 以上

(記載例)

	1日平均増体重	飼料要求率	背 腰	ハムの割合	脂肪層の厚さ	総合判定
			長さ—太さ			
雄豚の場合	B	B	A—C	A	B	B
雌豚の場合	b	b	a—c	a	b	b

第2表 総合判定のための項目別係数表

項 目		点	係 数	最 高 点
(1) 1日平均増体重		1～5	3	15
(2) 飼料要求率		1～5	2	10
(3) 背 腰	長 さ	1～5	1	5
	太 さ	1～5	1	5
(4) ハ ム の 割 合		1～5	1	5
(5) 脂肪層の厚さ(平均)		1～5	2	10

「総合判定の区分」

42点～50点のもの	……………A (またはa)
34 ～41 “	……………B (“ b)
26 ～33 “	……………C (“ c)
18 ～25 “	……………D (“ d)
10 ～17 “	……………E (“ e)

(注) ① A, B, C, D, E の符号は雄豚の場合に, a, b, c, d, e の符号は雌豚の場合に用いる。

② 種豚登録規程第7条, 第2号の成績判定に当っては申込書に添付される検定成績書の写と別に発行する検定成績年報の成績と照合する。

39.2.24 豚産肉能力検定委員会規程を制定

産肉能力検定実施に伴う登録との関係, 検定実施上の諸問題を審議して会長に答申する。

委員会(第3条)は, 検定実施場所の国および都道府県の担当者や関係技術者が参集される毎年2回(春, 秋)の日本養豚研究会(現学会)の機会に委員会を開催して, 検定関係の情報交換, 検定飼料の件その他の技術的な打合せ会議を定期的に行なう慣習となっていたが, 平成7年頃以降は(社)日本種豚登録協会が独自の会議で実施されている。

常任委員会は毎年四半期毎の検定飼料価格の決定等に関与し, また専門委員会は技術上の諸問題につき必要の都度開催されている。

社団法人 日本種豚登録協会豚産肉能力検定委員会規程

制定 昭和 39. 2.24

改正 昭和 48.10.1

第1条 社団法人 日本種豚登録協会（以下本会という）に豚産肉能力検定委員会（以下委員会という）を置く。

第2条 委員会は、本会の種豚登録規程に基づく産肉登録を円滑に実施するため本会の会長の諮問に応じ、豚産肉能力検定に関する下記の事項を審議し、会長に答申するものとする。

1. 豚産肉能力検定施設の承認に関する事項
2. 豚産肉能力検定実施上必要な技術的事項
3. 豚産肉能力検定成績年報の編さん発行に関する事項
4. その他、検定実施上必要な事項

第3条 委員会は、委員 50 名以内をもって構成する。

第4条 委員は、国又は都道府県の豚産肉能力検定事業を行う場所の代表者及び学識経験を有する者のうちから会長が委嘱又は任命する。

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員のうちから会長が定める。

第6条 委員会に常任委員若干名を置く。常任委員は委員のうちから会長が定める。

第7条 委員会に必要に応じ専門委員を置くことができる。専門委員は委員長の推薦により、会長が委嘱又は任命する。

第8条 専門委員は専門委員会を構成し、専門委員会は委員長の諮問に応じ、豚産肉能力検定に関する技術的な事項について調査検討し、委員長に答申するものとする。

附 則

1. この規程は昭和 39 年 2 月 24 日から施行する。

39.2.24 豚産肉能力検定施設承認規程を制定

社団法人 日本種豚登録協会豚産肉能力検定施設承認規程

制定 昭和 39. 2.24

改正 昭和 48.10.1

第1条 この規程は、社団法人 日本種豚登録協会（以下本会という）の種豚登録規程附則 5 に定める本会が適当と認める畜産に関係ある公益団体等の施設の承認に関する事項を規定するものとする。

第2条 本会が適当と認める畜産に関係ある公益団体等とは、原則として、都、市、町、村及び畜産に関係ある公益的性格を有する農業団体をいう。

第3条 前条の団体がこの規程による承認の申込を行う場合は次の条件を具備したものでなければならない。

1. 種豚登録規程第6条に定める豚産肉能力検定実施方法又は国が定める豚産肉能力直接検定実施方法に基づき豚産肉能力検定（以下検定という）が実施できること
2. 検定に従事する主任技術者は、少なくとも1年以上、検定業務についての経験者であること

第4条 第2条に掲げる畜産に関係ある公益団体等が、検定施設の承認を受けようとするときは、第1号様式による豚産肉能力検定施設承認申込書に、第2号様式による豚産肉能力検定実施計画書、検定施設の設計書並びに検定に従事する技術者の略歴書を添え、本会に提出するものとする。

第5条 本会が前条の申込みを受けたときは、本会の豚産肉能力検定委員会において関係書類の審査並びに現場調査を行うものとし、その結果に基づき会長が承認の可否を決定するものとする。

第6条 会長が前条の決定をしたときは、申込者にその結果を通知するものとする。

第7条 本会の承認を受けた検定施設の場所長は、毎年事業開始前に1回第2号様式による検定実施計画書を本会に提出するものとする。

第8条 本会が承認した検定施設に対しては、会長の指名する者が必要に応じ、検定実施の指導、調査を行うことができるものとする。

第9条 本会が承認した検定施設において、検定施設に関し、不適当と認める事態が生じたときは、その検定施設の承認を取り消すことがある。

第10条 この規程により本会に提出する書類並びに検定施設に送付する書類は、本会支部（委託団体を含む）を経由するものとする。

附 則

1. この規程は、昭和39年2月24日より施行する。

41.11.1 豚産肉能力検定実務書初版発行

44. 4.1 大ヨークシャー種豚産肉登録開始

45. 4.1 ハンプシャー種豚産肉登録開始

48.10.1 産肉能力直接検定合格豚の産肉登録開始

昭和44年から農林省畜産局長通達により開始された「若雄豚選抜事業」，（のち「豚産肉能力直接検定」と改称）。後代検定の集合検定施設を利用し，若雄豚自身を検定し検定終了後直ちに繁殖に供用する。詳細は下記のとおり。その合格豚の登録開始。

若雄豚選抜事業実施細目

昭 44.9. 8 44 畜 A 第 4187 号

畜産局長通達

改正

昭 48.4.20 48 畜 A 第 1532 号

畜産局長通達

若雄豚選抜事業実施要領による若雄豚の選抜の方法は次によるものとする。

1. 検定豚の条件

検定を受けようとする豚は次の条件を備えているものとする。

- (1) 種雌豚産子検定に合格見込み、或いは合格したことのある雌豚から生産された登記豚であること。
- (2) 同一時期の検定豚は、それぞれ3ヵ月以内の月令差であって、かつ同一品種が10頭以上であること。
- (3) 最近3ヵ月間豚コレラまたは豚丹毒等の伝染病が発生していない地域に飼養され、かつ検定豚は豚コレラの予防注射を受けているものであること。
- (4) 検定豚は体重22～28kgで検定施設に搬入すること。
- (5) 疾病その他異常の認められないもの。

2. 検 定 期 間

検定豚は検定施設に搬入後、体重30kgまでを予備期とし、体重30kg到達とともに検定を開始して、体重90kg到達をもって終了とする。

3. 検定豚舎の規格、収容頭数、

- (1) 検定豚舎は原則として南面単式とし、豚房の広さは間口120cm奥行270kgとし、これにおおむね3倍の運動場を併設する。
- (2) 検定豚は1豚房に1頭ずつ収容する。

4. 検定豚の飼養管理

- (1) 検定豚は搬入後検定開始時（体重30kg）までの予備期間中に検定飼料に馴らすとともに駆虫を行なう。
- (2) 検定豚は別表1に定める飼料を別表2により給与する。飼料は少量の水で練って1日2回給与し、水は十分飲ませる。
- (3) 敷料は必要に応じ入れてさしつかえない。

5. 調 査 項 目

(1) 体重測定

体重は原則として7日毎に時間を定めて測定する。

(2) 飼料消費日量

個体毎に記録する。

(3) 背脂肪（背）の厚さ

検定豚が体重 90 kg に到達した時期に生体で、背脂肪（背）の厚さを測定する。背脂肪（背）の厚さの測定部位は体長の 1/2 のところで、正中線から 2～3 cm 離れたところとする。

(4) 種雄豚としての適格性

検定豚が体重 90 kg 到達時期において、一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について、種雄豚としての適格性を審査する。

6. 検定の中止

(1) 伝染病、切迫屠殺等の場合

(2) 3 週間以上増体しなかった場合

(3) ヨークシャー、バークシャーにあっては生後 240 日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャーにあっては生後 210 日で体重 90 kg に達しなかった場合。

(4) その他検定期間中、種雄豚としての見込みがないと認められた場合。

7. 検定成績の判定基準

(1) 検定成績の判定は、合格、不合格の 2 区分とする。

(2) 検定成績の判定項目は、1 日平均増体重、飼料要求率、背脂肪（背）の厚さ、および種雄豚としての適格性の 4 項目とし、検定合格豚は各項目についてすべて別表 3 の判定基準に適合するものであること。

8. 検定成績証明書

(1) 検定合格豚については、別記様式により直接検定成績証明書を交付するものとする。

(2) 証明書には、合否の判定のほかに検定成績を実数値で示すとともに、その場所で同時期に実施した同一品種の成績を併記すること。

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

別表-1 検定用飼料の配合割合

原 料	配合割合	備 考
とうもろこし	22.00%	黄色品
マ イ ロ	22.00	
大 麦	22.00	
魚 粕	4.00	CP 含量 60% 保証
大 豆 粕	9.00	抽出品, CP 含量 45% 保証
ふ す ま	12.00	普通ふすま
脱 脂 米 ぬ か	4.00	抽出品
ア ル フ ァ ル フ ァ	2.50	デハイドレイテッドミール CP 含量 17% 保証
炭 酸 カ ル シ ウ ム	0.70	Ca 含量 38% 以上
第3リン酸カルシウム	0.80	P 含量 15% 以上
食 塩	0.50	
微量ミネラル添加物	0.15	銅 0.5%, 鉄 5%, マンガン 2% 亜鉛 5%, ヨウ素 0.05%の含有を保証したもの
ビ タ ミ ン A D 添 加 物	0.15	1 g 中 A を 10,000 Iu, D を 1,000 Iu の含有を保証したもの
ビ タ ミ ン B 群 添 加 物	0.10	1 g 中 B ₁ 1 mg, B ₂ 2.5 mg, ナイアシン 10 mg, パントテン酸 10 mg, B ₆ 0.5 mg, コリン 20 mg, B ₁₂ 10 μg の含有を保証したもの
合 成 メ チ オ ニ ン	0.10	DL メチオニン 98% 以上

- (注) 1. 検定の全期間を通じ給与すること。
2. 飼料の粉碎は 2.0 mm 以下であること。

別表-2 検定飼料の給与基準量

体 重	ヨークシャー, バークシャー	ランドレース, 大ヨークシャー ハンプシャー
22~24 kg	1.0 kg	1.2 kg
24~26	1.1	1.3
26~29	1.2	1.4
29~32	1.3	1.5
32~35	1.4	1.6
35~38	1.5	1.7
38~41	1.6	1.8
41~44	1.7	1.9
44~47	1.8	2.0
47~50	1.9	2.1
50~53	1.9	2.2
53~56	2.0	2.3
56~59	2.1	2.4
59~62	2.2	2.5
62~65	2.3	2.6
65~68	2.4	2.7
68~71	2.5	2.8
71~76	2.6	2.9
76~81	2.7	3.0
81~86	2.8	3.1
86~90	2.9	3.2

(備考) 検定豚が疾病, 採食不振などにより連続して残食を示す場合には, この給与量を下回る量を給与してもよいが, 正確に給与量を記録しておくこと。

別表-3 検定成績判定基準

項 目	ヨークシャー パークシャー	ランドレース 大ヨークシャー	ハンプシャー
1 日 平 均 増 体 重	560 g 以上	640 g 以上	同 左
飼 料 要 求 率	3.70 以下	3.60 以下	同 左
背脂肪(背)の厚さ	2.6 cm 以下	1.9 cm 以下	1.6 cm 以下
種雄豚としての適格性	適格性を有するもの	同 左	同 左

豚産肉能力直接検定実施方法

昭和 44.9. 8 44 畜 A 第 4187 号	(改正 昭和 51.9.27 51 畜 A 第 4046 号 畜産局長通達)
畜産局長通達	
改正	
昭和 48.4.20 48 畜 A 第 1532 号	(改正 昭和 53.1.30 53 畜 A 第 267 号 畜産局長通達)
畜産局長通達	

1. 検定豚の条件

検定を受けようとする豚は次の条件を備えているものとする。

- (1) 種雌豚産子検定に合格見込み、或いは合格したことのある雌豚から生産された登記豚であること。
- (2) 最近 3 カ月間豚コレラまたは豚丹毒等の伝染病が発生していない地域に飼養され、かつ検定豚は豚コレラの予防注射を受けているものであること。
- (3) 検定豚は体重 22～28 kg で検定施設に搬入すること。
- (4) 伝染病その他異常の認められないもの。

2. 検定豚は検定施設に搬入後、体重 30 kg までを予備期とし、体重 30 kg 到達とともに検定を開始して、体重 90 kg 到達をもって終了する。

3. 検定豚舎の規格、収容頭数

- (1) 検定豚舎は原則として南面単式とし、豚房の広さは間口 120 cm 奥行 270 cm とし、これにおおむね 3 倍の運動場を併設する。
- (2) 検定豚は 1 豚房に 1 頭ずつ収容する。

4. 検定豚の飼養管理

- (1) 検定豚は搬入後検定開始時(体重 30 kg)までの予備期間中に検定飼料に馴らすとともに駆虫を行なう。
- (2) 検定豚は別表 1 に定める飼料を別表 2 により給与する。飼料は少量の水で練って 1 日 2 回給与し、水は十分飲ませる。

(3) 敷料は必要に応じ入れてさしつかえない。

5. 調 査 項 目

(1) 体重測定

体重は原則として7日毎に時間を定めて測定する。

(2) 飼料消費日量

個体毎に記録する。

(3) 背脂肪（背）の厚さ

検定豚が体重 90 kg に達した時期に生体で、皮（表皮及び真皮）を含んだ背脂肪（背）の厚さを測定する。背脂肪（背）の厚さの測定部位は体長の 1/2 のところで、正中線から 2～3 cm 離れたところとする。

(4) 種豚としての適格性

検定豚が体重 90 kg 到達時期において、一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について、種豚としての適格性を審査する。

(5) ロース断面積

超音波ロース断面測定機を有する検定場所にあつては体長 1/2 の部位を測定する。

別表-1 検定用飼料の配合割合

原 料	配合割合	備 考
とうもろこし	22.00%	黄色品
マ イ ロ	22.00	
大 麦	22.00	
魚 粕	4.00	
大 豆 粕	9.00	CP 含量 60% 保証
ふ す ま	12.00	抽出品, CP 含量 45% 保証
脱 脂 米 ぬ か	4.00	普通ふすま
ア ル フ ェ ル フ ェ	2.50	抽出品
炭 酸 カ ル シ ウ ム	0.70	デハイドレイテッドミール CP 含量 17% 保証
第3リン酸カルシウム	0.80	Ca 含量 38% 以上
食 塩	0.50	P 含量 15% 以上
微量ミネラル添加物	0.15	銅 0.5%, 鉄 5%, マンガン 2% 亜鉛 5%, ヨウ素 0.05% の含有を保証したもの
ビ タ ミ ン A D 添 加 物	0.15	1 g 中 A を 10,000 Iu, D を 1,000 Iu の含有を保証したもの
ビ タ ミ ン B 群 添 加 物	0.10	1 g 中 B ₁ 1 mg, B ₂ 2.5 mg, ナイアシン 10 mg, パントテン酸 10 mg, B ₆ 0.5 mg, コリン 20 mg, B ₁₂ 10 μg の含有を保証したもの
合 成 メ チ オ ニ ン	0.10	DL メチオニン 98% 以上

(注) 1. 検定の全期間を通じ給与すること。
2. 飼料の粉碎は 2.0 mm 以下であること。

6. 検定の中止

- (1) 伝染病，切迫屠殺等の場合
- (2) 3週間以上増体しなかった場合
- (3) ヨークシャー，バークシャーにあっては生後240日，ランドレース，大ヨークシャー，ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日で体重90kgに達しなかった場合又

別表-2 検定飼料の給与基準量

体 重	ヨークシャー，バークシャー	ランドレース，大ヨークシャー ハンプシャー，デュロック
22～24 kg	1.0 kg	1.2 kg
24～26	1.1	1.3
26～29	1.2	1.4
29～32	1.3	1.5
32～35	1.4	1.6
35～38	1.5	1.7
38～41	1.6	1.8
41～44	1.7	1.9
44～47	1.8	2.0
47～50	1.9	2.1
50～53	1.9	2.2
53～56	2.0	2.3
56～59	2.1	2.4
59～62	2.2	2.5
62～65	2.3	2.6
65～68	2.4	2.7
68～71	2.5	2.8
71～76	2.6	2.9
76～81	2.7	3.0
81～86	2.8	3.1
86～90	2.9	3.2

(備考) 検定豚が疾病，採食不振などにより連続して残食を示す場合には，この給与量を下回る量を給与してもよいが，正確に給与量を記録しておくこと。

別表-3 検定成績判定基準

(その1) ランドレース，大ヨークシャー

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
1日平均増体重	720 g 以上	680 g 以上	640 g 以上	600 g 以上	599 g 以下
飼料要求率	3.20 以下	3.40 以下	3.60 以下	3.80 以下	3.81 以上
背脂肪(背)の厚さ	1.4 cm 以下	1.6 cm 以下	1.8 cm 以下	2.0 cm 以下	2.01 cm 以上
種豚としての適格性	適 格			不 適 格	

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

(その2) ハンプシャー、デュロック

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
1 日 平 均 増 体 重	720 g 以上	680 g 以上	640 g 以上	600 g 以上	599 g 以下
飼 料 要 求 率	3.20 以下	3.40 以下	3.60 以下	3.80 以上	3.81 以上
背脂肪(背)の厚さ	1.1 cm 以下	1.3 cm 以下	1.5 cm 以下	1.7 cm 以下	1.71 cm 以上
種豚としての適格性	適 格			不 適 格	

(その3) ヨークシャー、パークシャー

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
1 日 平 均 増 体 重	580 g 以上	540 g 以上	500 g 以上	460 g 以上	459 g 以下
飼 料 要 求 率	3.50 以下	3.70 以下	3.90 以下	4.10 以下	4.11 以上
背脂肪(背)の厚さ	1.8 cm 以下	2.0 cm 以下	2.2 cm 以下	2.4 cm 以下	2.41 cm 以上
種豚としての適格性	適 格			不 適 格	

は達しないことが確実であると認められる場合

(4) その他検定期間中、種豚として見込みがないと認められた場合

7. 検定成績の判定基準

(1) 検定成績の総合判定は、合格、不合格の2区分とする。

(2) 検定成績の判定項目は1日平均増体重、飼料要求率、背脂肪(背)の厚さ、及び種豚としての適格性の4項目とし、検定豚の合否は別表-3の判定基準によるものとする。

8. 検定成績証明書の交付

(1) 検定合格豚については、別記様式により直接検定成績証明書を交付するものとする。

50.4.1 デュロック種豚産肉登録開始

平成

3.1.1 種豚登録規程第6条産肉登録の内容明確化

第6条 産肉登録は、種豚登録豚で本会が別に定める後代検定実施方法、直接検定実施方法、併用検定実施方法若しくは現場直接検定実施方法又は国が定める豚産肉能力直接検定実施基準若しくは併用検定実施基準による検定を受け、その検定成績が当該検定成績判定基準に合格したものについてこれを行う。

3.1.1 豚産肉能力検定規程を制定(現行)

5.4.1 (改正)

6.4.1 (“)

社団法人 日本種豚登録協会豚産肉能力検定規程
(現行)

制定 平成 3.1.1

改正 平成 5.4.1 “ 6.4.1

1. 社団法人 日本種豚登録協会（以下本会という）の豚産肉能力検定は、この規程により行うものとする。

2. 豚産肉能力検定は、次のいずれかによるものとする。

(1) 後代検定

(2) 直接検定

(3) 併用検定

(4) 現場直接検定

ア. 後代検定は、別に示すⅠの後代検定実施方法に基づき、種雄豚及び種雌豚の後代豚の成績を調査、検定するものとする。

イ. 直接検定は、別に示すⅡの直接検定実施方法に基づき、種雄豚及び種雌豚自身の成績を検定するものとする。

ウ. 併用検定は、別に示すⅢの併用検定実施方法に基づき、種雄豚及び種雌豚自身とその同腹調査豚（屠殺し、検定のための所要の調査を行うもの）の成績を調査、検定するものとする。

エ. 現場直接検定は、別に示すⅣの現場直接検定実施方法に基づき、種雄豚及び種雌豚自身の成績を検定するものとする。

3. 検定を実施する検定施設は、次のいずれかによるものとする。

(1) 集合検定施設

(2) 現場検定施設

ア. 集合検定施設は、本会が別に定める豚産肉能力検定施設承認規程に基づいて、適当と認める施設。

イ. 現場検定施設は、本会が別表1の基準に基づいて、適当と認める施設。

4. 検定に用いる飼料は、次のいずれかによるものとする。

(1) 豚産肉能力検定用飼料

(2) 検定用指定飼料

ア. 豚産肉能力検定用飼料は、本会が指定する飼料メーカーが別表2の配合割合によって製造した飼料。

イ. 検定用指定飼料は、別表3に示す栄養水準のものの中から、本会が承認した飼料。

5. この規程に定めるもののほか、検定に関し必要事項については、本会会長が実施細則を定めるものとする。

別表1. 現場検定施設の指定基準

1. 現場検定施設は次の条件を備えているものとする。

- (1) 豚舎内外の飼養環境が整備され、検定が確実に実施できる豚房を有すること。
- (2) 飼料及び水を適正に給与できる給餌、給水器を備えていること。
- (3) 検定豚を秤量する衡器を備えていること。
- (4) 検定成績が正確に記録できる条件を備えていること。

別表2. 豚産肉能力検定用飼料の配合割合

原 料	配合割合	備 考
とうもろこし	47.00%	黄色品 CP 含量 60% 保証 抽出品, CP 含量 45% 保証 デハイドレイテッドミール CP 含量 17% 保証 Ca 含量 38% 以上 P 含量 15% 以上
マイロ	21.00	
大麦	10.00	
魚粕	2.30	
大豆粕	15.00	
アルファルファ	2.30	
炭酸カルシウム	0.50	
第3リン酸カルシウム	1.10	
食塩	0.35	
微量ミネラル添加物	0.10	銅0.5%, 鉄5%, マンガン2%, 亜鉛5%, ヨウ素0.05%の含量を保証したもの
ビタミンADE添加物	0.10	1g中Aを10,000Iu, Dを2,000Iu, Eを10mgの含有を保証したもの
ビタミンB群添加物	0.15	1g中B ₁ 1mg, B ₂ 2.5mg, ナイアシン10mg, パントテン酸10mg, B ₆ 0.5mg, コリン20mg, B ₁₂ 10μgの含有を保証したもの
塩酸L-リジン	0.10	98.5%以上

(注) 飼料の粉碎は2mm以下とする。

別表3. 検定用指定飼料の指定基準

本会は、下記の栄養水準を満たす飼料のうちから、検定用指定飼料を毎年度認定するものとする。

	前 期 飼 料		後 期 飼 料	
粗 蛋 白 質 (CP)	%以上 15	%以下 ~16.5	%以上 14	%以下 ~15.5
可消化粗蛋白質 (DCP)	12.5	~14	11	~12.5
可消化養分総量 (TDN)	76	~78	72	~75

I 後代検定実施方法

後代検定は、同腹子豚4頭（雌2，去勢2）を1組とした調査豚（屠殺し、検定のための必要の調査を行うもの）により行うものとする。

1. 検定の実施及び検定施設

検定の実施は集合検定施設で調査豚を飼養・調査するものとする。

2. 検定のための豚（調査豚）の条件

- （1）同腹の子豚4頭（雌2，去勢2）を1組とするものであること。
- （2）体重は、おおむね20kgのもので1腹平均体重に近いものであること。
- （3）最近3ヵ月間、豚コレラ、豚丹毒等の伝染病の発生のない地域において飼養され、かつ、豚コレラの予防注射を受けているものであること。
- （4）疾病その他の異常が認められないものであること。

3. 検定豚房の規格

- （1）豚房は、その広さが間口120cm以上、奥行き270cm以上のものであること。
- （2）1豚房に同腹2頭を収容するものであること。

4. 検定施設への搬入

調査豚は、体重が22~28kgに達した時、検定施設に搬入するものとする。

5. 検定期間

調査豚は、1組の平均体重が30kgに達した時に検定を開始し、各調査豚が105kgに達した時に屠殺解体して必要の調査を行うものとする。

6. 調査豚の飼養管理

- （1）調査豚は、搬入後検定開始時（体重30kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行うものとする。
- （2）検定に用いる飼料は別表2の配合割合による豚産肉能力検定用飼料を使用するものとする。

(3) 飼料の給与は不断給飼とするものとする。

(4) 水の給与は不断給水とするものとする。

(5) 敷料は必要に応じて入れるものとする。

7. 調査項目及び調査方法

(1) 飼料消費量は豚房別に調査するものとし、調査豚2頭の消費量を記録するものとする。

(2) 屠体については次の測定ならびに審査を行うものとする。

ア. 屠肉歩留、屠体重量、頭・生皮重量、内臓総重量

イ. 屠体長、背腰長、屠体幅、脂肪層の厚さ、背腰の太さ（ロースの断面積）、胸椎数及び腰椎数

ウ. 大割肉片の割合（カタ、ロース・バラ、ハム）

エ. 屠体の得点率（枝肉、肩、背腰・脇腹、腿、肉の品質、脂肪の品質）

オ. 第4～第5胸椎間分割部位のロース断面の肉色

(3) 屠体の測定方法及び屠体分割方法は別表4によるものとする。

(4) 屠体審査は肉豚審査標準によるものとする。

8. 検定中止

(1) 次に該当する場合は検定を中止し、又は検定成績から除外する。

ア. 伝染病にかかった場合、又は切迫屠殺を行った場合

イ. ヨークシャー及びバークシャーにあっては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日において体重105kgに達しなかった場合又は達しないことが確実であると認められる場合

ウ. 解剖の結果、著しい病変が確認された場合

(2) 1組（4頭）中1頭が検定から除外された場合は、3頭で検定を行うものとするが、1組から2頭が除外された場合は検定を中止する。

9. 検定成績の判定基準

検定成績の判定基準は別表5の成績判定基準によるものとする。

10. 検定成績証明書の交付

検定合格豚については、別記様式の後代検定成績証明書を交付するものとする。

別表4. 屠体測定ならびに分割方法

1. 調査豚は24時間絶食後屠殺解体し、12時間以上放冷した後、検査を行うものとする。

2. 屠体測定要領

(1) 屠体長 恥骨前端から第1頸椎（凹窩部）まで

- (2) 背腰長 I 恥骨前端から第1胸椎前縁まで
 II 最後腰椎後縁から第1胸椎前縁まで
 III 大割肉片におけるロースの長さ
- (3) 屠体幅 第4～第5胸椎直上部（前軀切断部位）の幅
- (4) 脂肪層の厚さ

肩……………肩の最も厚い部分

背……………背の最も薄い部分

腰……………腰の最も厚い部分

らんじる部 前端，中央，後端

腹 部

(前) ……………胸骨後端部

(中) ……………横隔膜附着部

(腎臓脂肪を除き赤肉を含めての厚さ)

(後) ……………最後腰椎部

- (5) 背腰の太さ（ロースの断面積）第4～第5胸椎間

3. 屠体の分割要領

- (1) 肩 第4～第5胸椎間で背線に直角に切断する
- (2) ロース・バラ 内腰筋の外側からおよそ5cmのところを背線に平行に切断する
- (3) 腿 最後腰椎と仙椎の間で背線に直角に切断する

別表5. 成績判定基準

1. 判定基準

成績の判定は，下記の判定基準に照らし該当する符号をもってあらわすものとする。

(その1) ランドレース，大ヨークシャー

項 目		A	B	C	D	E
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	780	720	660	610	609 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3)	長さ(背腰長 II)(cm 以上)	75.0	73.0	72.0	71.0	70.9 以下
	太さ(ロースの断面積)(cm ² 以上)	19.0	18.0	16.0	14.0	13.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	29.0	28.0	27.0	26.0	25.9 以下
(5)	背 脂 肪 の 厚 さ (平均)(cm 以内)	2.7	2.9	3.2	3.5	3.6 以上

注) 1日平均増体重は1日平均増体量ともいう

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

(その2) ハンプシャー、デュロック

項 目		A	B	C	D	E
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	760	710	650	590	589 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3)	背 腰					
	長さ (背 腰 長 II) (cm 以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9 以下
	太さ (ロースの断面積) (cm ² 以上)	22.0	21.0	19.0	17.0	16.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	30.0	29.0	28.0	27.0	26.9 以下
(5)	背 脂 肪 の 厚 さ (平均) (cm 以内)	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3 以上

(その3) ヨークシャー、パークシャー

項 目		A	B	C	D	E
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	660	600	540	480	479 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21 以上
(3)	背 腰					
	長さ (背 腰 長 II) (cm 以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9 以下
	太さ (ロースの断面積) (cm ² 以上)	19.0	16.0	14.0	12.0	11.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	27.0	26.0	25.0	23.0	22.9 以下
(5)	背 脂 肪 の 厚 さ (平均) (cm 以内)	3.4	3.7	4.1	4.4	4.5 以上

2. 総合判定

総合判定は判定基準の各項目ごとに、A は5点、B は4点、C は3点、D は2点、E は1点を与え、下記の相対重要度を乗じた後に合計することにより算出するものとする。

これを別記の「総合判定区分」に照らし、該当する総合判定を決定し、C 以上のものを合格とするものとする。

総合判定のための項目別相対重要度表

項 目		点	係 数	最 高 点
(1)	1 日 平 均 増 体 重	1～5	3	15
(2)	飼 料 要 求 率	1～5	2	10
(3)	背 腰			
	長 さ	1～5	1	5
	太 さ	1～5	1	5
(4)	ハ ム の 割 合	1～5	1	5
(5)	背脂肪の厚さ (平均)	1～5	2	10

「総合判定区分」

42 点～50 点のもの……………A

34 ～41 〃 ……………B

26 ～33 〃 ……………C

18 ～25 〃 ………D

10 ～17 〃 ………E

3. 肉質の判定

- (1) 肉豚の判定は、総合判定の結果にかかわらず独立して行うものとする。
- (2) 判定は、調査豚のロース断面（第4～第5胸椎間）の肉色をポークカラースタANDARDと比較することにより行うものとする。
- (3) 判定の基準は、肉色2以下、又は5を越えるものが1頭でもある場合は、不適として、総合判定の結果にかかわらず不合格とするものとする。

II 直接検定実施方法

直接検定は、集合検定施設において行うものとする。

1. 検定豚の条件

- (1) 子豚登記豚であること。
- (2) 発育正常で体重おおむね20kgのものであること。
- (3) 最近3カ月間豚コレラ、豚丹毒等の伝染病が発生していない地域において飼養され、かつ、豚コレラの予防注射を受けているものであること。
- (4) 疾病その他の異常が認められないものであること。

2. 検定豚房の規格

- (1) 豚房は、その広さが間口120cm以上、奥行き270cm以上であり、これにおおむねその3倍の広さを有する運動場が併設されたものであること。
- (2) 1豚房に豚1頭を収容するものであること。

3. 検定施設への搬入

検定豚は、体重が22～28kgに達した時に検定施設へ搬入するものとする。

4. 検定期間

検定豚は、体重30kgに達した時に検定を開始し、105kgに達した時に終了するものとする。

5. 検定豚の飼養管理

- (1) 検定豚は、搬入後検定開始時（体重30kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行うものとする。
- (2) 検定に用いる飼料は、別表2の配合割合による豚産肉能力検定用飼料を使用するものとする。
- (3) 飼料の給与は不断給飼とする。

- (4) 水の給与は不断給水とする。
- (5) 敷料は必要に応じて入れるものとする。

6. 調査項目及び調査方法

(1) 飼料消費量及び飼料要求率

個体ごとに飼料の総消費量を記録するものとする。

(2) 検定終了時に次の測定及び審査を行うものとする。

ア. 背脂肪(背)の厚さ

超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位で正中線から2～3cm離れたところの背脂肪(背)の厚さ(表皮及び真皮を含む)を測定する。

イ. ロース断面積

超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位のロース断面積を測定する。

ウ. 種豚としての適格性

一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について種豚としての適格性を審査する。

7. 検定の中止

次に該当する場合は検定を中止する。

- (1) 伝染病にかかった場合、又は切迫屠殺を行った場合
- (2) ヨークシャー及びバークシャーにあっては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日において体重105kgに達しなかった場合又は達しないことが確実であることが認められる場合
- (3) 種豚としての適格性に著しく問題があることが判明した場合

8. 検定成績の判定基準

- (1) 検定成績の総合判定は合格、不合格の2区分とする。
- (2) 検定成績の判定項目は1日平均増体重、飼料要求率、背脂肪(背)の厚さ、ロース断面積及び種豚としての適格性の5項目とし、検定豚の合否は別表6の成績判定基準によるものとする。

9. 検定成績証明書の交付

検定合格豚については、別記様式の直接検定成績証明書を交付するものとする。

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

別表 6. 成績判定基準

(その1) ランドレース, 大ヨークシャー

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
(1) 1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	780	720	660	610	609 以下
(2) 飼 料 要 求 率 (以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3) ロ ー ス の 断 面 積 (cm ² 以上)	33.0	31.0	27.0	24.0	23.9 以下
(4) 背脂肪 (背) の厚さ (cm 以下)	1.7	1.8	2.0	2.2	2.3 以上
(5) 種 豚 と し て の 適 格 性	適 格			不 適 格	

(その2) ハンプシャー, デュロック

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
(1) 1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	760	710	650	590	589 以下
(2) 飼 料 要 求 率 (以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3) ロ ー ス の 断 面 積 (cm ² 以上)	39.0	37.0	33.0	30.0	29.9 以下
(4) 背脂肪 (背) の厚さ (cm 以下)	1.7	1.8	2.0	2.1	2.2 以上
(5) 種 豚 と し て の 適 格 性	適 格			不 適 格	

(その3) ヨークシャー, パークシャー

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
(1) 1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	660	600	540	480	479 以下
(2) 飼 料 要 求 率 (以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21 以上
(3) ロ ー ス の 断 面 積 (cm ² 以上)	34.0	29.0	25.0	21.0	20.9 以下
(4) 背脂肪 (背) の厚さ (cm 以下)	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9 以上
(5) 種 豚 と し て の 適 格 性	適 格			不 適 格	

Ⅲ 併用検定実施方法

併用検定は、同腹の検定豚（屠殺は行わず、そのもの自身につき検定のための所要の調査を行うもの）及び調査豚（屠殺し、検定のための所要の調査を行うもの）により行うものとする。

1. 検定の実施及び検定施設

検定の実施は次のいずれかによるものとする。

- (1) 集合検定施設で検定豚及び調査豚を飼養・調査するもの。
- (2) 現場検定施設で検定豚を、集合検定施設で調査豚を飼養・調査するもの。

2. 1 の (2) の場合にあっては、豚産肉能力検定指導員の指導及び監督を受けるものとする。こ

の場合、豚産肉能力検定指導員は、検定業務に精通している者の中から本会支部長（委託団体長を含む）が委嘱する。

3. 検定のための豚の条件

- （1）検定豚は子豚登記豚であること。
- （2）調査豚は検定豚と同腹の子豚2頭（雌1，去勢1）を1組とするものであること。
- （3）検定豚は発育正常で体重おおむね20 kgのものであること。
- （4）調査豚は体重おおむね20 kgのもので1腹平均体重に近いものであること。
- （5）最近3カ月間、豚コレラ、豚丹毒等の伝染病の発生していない地域において飼養され、かつ、豚コレラの予防注射を受けているものであること。
- （6）疾病その他の異常が認められないものであること。

4. 検定豚房の規格

（1）集合検定

- ア. 検定豚の豚房は、その広さが間口120 cm以上、奥行き270 cm以上であり、これにおおむねその3倍の広さを有する運動場が併設されたものであること。
- イ. 検定豚については、1豚房に豚1頭を収容するものであること。
- ウ. 調査豚の豚房は、その広さが間口120 cm以上、奥行き270 cm以上のものであること。
- エ. 調査豚については、1豚房に同腹2頭を収容するものであること。

（2）現場検定

豚房及び運動場の広さについての制限を行わないものとする。また、1豚房における同腹検定豚の群飼も認めるものとする。

5. 検定施設への搬入

体重が22～28 kgに達した時、検定豚にあっては、集合検定施設又は現場検定施設のいずれかに、調査豚にあっては、集合検定施設に搬入するものとする。

6. 検定期間

- （1）検定豚は、体重が30 kgに達した時に検定を開始し、105 kgに達した時終了するものとする。

ただし、現場検定にあっては100～110 kgまでの任意の体重で検定を終了することができるものとする。この場合の成績は、以下の補正定数を用いて体重105 kg時の成績に換算するものとする。

品種 \ 形質	1 日平均増体重	ロース断面積	背脂肪（背）の厚さ
L . W H . D Y . B	g/kg -2.5	cm ² /kg 0.19	cm/kg 0.01

- (2) 調査豚は1組の平均体重が30 kg に達した時に検定を開始し、各調査豚が105 kg に達した時に屠殺解体して所要の調査を行うものとする。

7. 検定豚及び調査豚の飼養管理

- (1) 検定豚及び調査豚は搬入後検定開始時（体重30 kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行うものとする。
- (2) 検定に用いる飼料は別表2の配合割合による豚産肉能力検定用飼料及び別表3の基準による検定用指定飼料を使用するものとする。この場合、集合検定施設にあっては、豚産肉能力検定用飼料を、現場検定施設にあっては、豚産肉能力検定用飼料、又は検定用指定飼料を使用するものとする。
- (3) 飼料の給与は不断給飼とするものとする。
- (4) 検定用指定飼料は検定開始日から50日間は前期飼料、51日以降は後期飼料を給与するものとする。
- (5) 水の給与は不断給水とするものとする。
- (6) 敷料は必要に応じて入れるものとする。

8. 調査項目及び調査方法

(1) 検定豚の調査項目

ア. 飼料消費量

集合検定にあっては、個体毎に飼料の総消費量を記録し、現場検定にあっては、飼料の総消費量を記録するものとする。

イ. 検定終了時に生体について次の測定及び審査を行うものとする。

(ア) 背脂肪（背）の厚さ

超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位で正中線から2～3 cm 離れたところの背脂肪（背）の厚さ（表皮及び真皮を含む）を測定する。

(イ) ロース断面積

超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位のロース断面積を測定する。

(ウ) 種豚としての適格性

一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について種豚としての適格性を審査する。

(2) 調査豚の調査項目

ア. 豚房別に調査するものとし、調査豚2頭の飼料消費量を記録するものとする。

イ. 調査豚は24時間絶食後屠殺解体し、12時間以上放冷した後、検査を行うものとする。

(ア) 背腰の長さ(背腰長Ⅱ)

最後腰椎後縁から第1胸椎前縁までの長さを測定する。

(イ) 背腰の太さ(ロース断面積)

第4～第5胸椎間で背線に直角に分割した部位のロース断面積を測定する。

(ウ) 背脂肪(背)の厚さ

肩、(肩の最も厚い部分)背、(背の最も薄い部分)及び腰、(腰の最も厚い部分)の3部位を測定し、平均を求める。

(エ) ハムの割合

最後腰椎と仙椎の間で背線に直角に分割したハムの重量を測定する。

(オ) 肉質

ポークカラースタンドードにより、第4～第5胸椎間分割部位のロース断面の肉色を判定する。

9. 検定の中止

(1) 検定豚が次に該当する場合は検定を中止する。

ア. 伝染病にかかった場合、又は切迫屠殺を行った場合

イ. ヨークシャー及びバークシャーにあっては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日において体重105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められる場合

ウ. 種豚としての適格性に著しく問題があることが判明した場合

(2) 調査豚が次に該当する場合は検定を中止し、又は検定成績から除外する

ア. 伝染病にかかった場合、又は切迫屠殺を行った場合

イ. ヨークシャー及びバークシャーにあっては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日において体重105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められる場合

ウ. 解剖の結果、著しい病変が確認された場合

(3) 調査豚1組(2頭)中1頭が検定から除外された場合は、1頭で検定を行うものとするが、2頭が除外された場合は検定を中止する。

10. 検定を中止した場合の特別措置

調査豚1組(2頭)が除外され検定を中止した場合は、検定豚は直接検定又は現場直接検定と

して継続することができるものとする。

11. 検定成績の判定基準

(1) 検定成績の判定は別表7の成績判定基準によるものとする。

(2) 併用検定をうけたものの父豚及び母豚については、次の条件を満たした場合、後代検定に合格したものとみなすことができるものとする。

ア. 父豚が、異なる種雌豚6頭に交配され、生産された調査豚12頭の成績が後代検定判定基準に合格した場合

別表 7. 成績判定基準

1. 調査豚判定基準

(その1) ランドレース, 大ヨークシャー

項 目		A	B	C	D	E
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	780	720	660	610	609 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3)	背腰					
	長さ(背腰長Ⅱ)(cm 以上)	75.0	73.0	72.0	71.0	70.9 以下
	太さ(ロースの断面積)(cm ² 以上)	19.0	18.0	16.0	14.0	13.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	29.0	28.0	27.0	26.0	25.9 以下
(5)	背 脂 肪 の 厚 さ (平均)(cm 以内)	2.7	2.9	3.2	3.5	3.6 以上

(その2) ハンプシャー, デュロック

項 目		A	B	C	D	E
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	760	710	650	590	589 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3)	背腰					
	長さ(背腰長Ⅱ)(cm 以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9 以下
	太さ(ロースの断面積)(cm ² 以上)	22.0	21.0	19.0	17.0	16.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	30.0	29.0	28.0	27.0	26.9 以下
(5)	背 脂 肪 の 厚 さ (平均)(cm 以内)	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3 以上

(その3) ヨークシャー, バークシャー

項 目		A	B	C	D	E
(1)	1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	660	600	540	480	479 以下
(2)	飼 料 要 求 率 (以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21 以上
(3)	背腰					
	長さ(背腰長Ⅱ)(cm 以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9 以下
	太さ(ロースの断面積)(cm ² 以上)	19.0	16.0	14.0	12.0	11.9 以下
(4)	ハ ム の 割 合 (%以上)	27.0	26.0	25.0	23.0	22.9 以下
(5)	背 脂 肪 の 厚 さ (平均)(cm 以内)	3.4	3.7	4.1	4.4	4.5 以上

イ. 母豚が、異なる種雄豚の交配により、2産にわたり生産した調査豚4頭の成績が後代検定判定基準に合格した場合

2. 検定豚判定基準

(その1) ランドレース、大ヨークシャー

項 目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	780	720	660	610	609 以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3) ロースの断面積(cm ² 以上)	33.0	31.0	27.0	24.0	23.9 以下
(4) 背脂肪(背)の厚さ(cm以下)	1.7 1.7	1.8 2.0	2.0 2.3	2.2 2.6	2.3 以上 2.7 以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不 適 格	

注) 背脂肪(背)の厚さの上段は集合検定、下段は現場検定によるものとする。

(その2) ハンプシャー、デュロック

項 目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	760	710	650	590	589 以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01 以上
(3) ロースの断面積(cm ² 以上)	39.0	37.0	33.0	30.0	29.9 以下
(4) 背脂肪(背)の厚さ(cm以下)	1.7 1.7	1.8 2.0	2.0 2.3	2.1 2.6	2.2 以上 2.7 以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不 適 格	

注) 背脂肪(背)の厚さの上段は集合検定、下段は現場検定によるものとする。

(その3) ヨークシャー、パークシャー

項 目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	660	600	540	480	479 以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21 以上
(3) ロースの断面積(cm ² 以上)	34.0	29.0	25.0	21.0	20.9 以下
(4) 背脂肪(背)の厚さ(cm以下)	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9 以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不 適 格	

3. 総合点の算出

総合点の算出は、調査豚と検定豚の成績について判定基準の各項目ごとに、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは1点を与え、下記の相対重要度及び調整係数を乗じた後に合計することにより算出するものとする。

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

項 目			点	相対重要度	調整係数	点数範囲
調 査 豚	(1) 1 日 平 均 増 体 重		1～5	3	0.4	1.2～ 6.0
	(2) 飼 料 要 求 率		1～5	2	0.4	0.8～ 4.0
	(3) 背 腰	長 さ	1～5	1	1.0	1.0～ 5.0
		太 さ	1～5	1	0.4	0.4～ 2.0
	(4) ハ ム の 割 合		1～5	1	1.0	1.0～ 5.0
	(5) 背脂肪の厚さ(平均)		1～5	2	0.4	0.8～ 4.0
検 定 豚	(1) 1 日 平 均 増 体 重		1～5	3	0.6	1.8～ 9.0
	(2) 飼 料 要 求 率		1～5	2	0.6	1.2～ 6.0
	(3) ロ ー ス の 断 面 積		1～5	1	0.6	0.6～ 3.0
	(4) 背脂肪(背)の厚さ		1～5	2	0.6	1.2～ 6.0
合 計						10.0～50.0

注) ① 調査豚の成績が1頭の場合は、調査豚の調整係数を0.4から0.3に、検定豚の調整係数を0.6から0.7に変更して算出する。

② 現場検定の場合の飼料要求率は調査豚の調整係数を0.4から1.0に、検定豚の調整係数を0.6から0に変更して算出する。

4. 総合判定

総合判定は総合点を以下の総合判定区分に照らし、C以上のものを合格とするものとする。

総合判定区分

42 点～50 点のもの	………A
34 ～42 点未満のもの	………B
26 ～34 〃	………C
18 ～26 〃	………D
10 ～18 〃	………E

5. 肉質の判定

(1) 肉質の判定は、総合判定の結果にかかわらず独立して行うものとする。

(2) 判定は、調査豚のロース切断面(第4～第5胸椎間)の肉色をボークカラースタンダードと比較することにより行うものとする。

(3) 判定の基準は、肉色2以下、又は5を越えるものが1頭でもある場合には不適として、総合判定の結果にかかわらず不合格とするものとする。

12. 検定成績証明書の交付

検定合格豚については、別記様式の併用検定成績証明書を交付するものとする。

IV 現場直接検定実施方法

現場直接検定は、現場検定施設において行うものとする。

検定の実施に当たっては、豚産肉能力検定指導員の指導、監督を受けるものとする。

豚産肉能力検定指導員は、検定業務に精通している者の中から本会支部長（委託団体長を含む）が委嘱するものとする。

1. 検定豚の条件

- （１）子豚登記豚であること。
- （２）发育正常で体重おおむね 20 kg のものであること。
- （３）最近 3 カ月間豚コレラ、豚丹毒等の伝染病が発生していない地域において飼養され、かつ、豚コレラの予防注射を受けているものであること。
- （４）疾病その他の異常が認められないものであること。

2. 検定豚房の規格

豚房及び運動場の広さについての制限を行わないものとする。また、1 豚房における同腹検定豚の群飼も認めるものとする。

3. 検定施設への搬入

検定豚は、体重 22～28 kg に達した時に検定施設へ搬入するものとする。

4. 検定期間

検定豚は、体重が 30 kg に達した時に検定を開始し、105 kg に達した時終了するものとする。

ただし、100～110 kg までの任意の体重で検定を終了することができるものとする。

この場合の成績は、以下の補正定数を用いて体重 105 kg 時の成績に換算するものとする。

品種 \ 形質	1 日平均増体重	ロース断面積	背脂肪（背）の厚さ
L . W	-2.5 g/kg	cm ² /kg 0.19	cm/kg 0.01
H . D			
Y . B			

5. 検定豚の飼養管理

- （１）検定豚は、搬入後検定開始時（体重 30 kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行うものとする。
- （２）検定に用いる飼料は別表 2 の配合割合による豚産肉能力検定用飼料及び別表 3 の基準による検定用指定飼料を使用するものとする。
- （３）飼料の給与は不断給飼とするものとする。

(4) 検定用指定飼料は検定開始日から50日は前期飼料、51日以降は後期飼料を給与するものとする。

(5) 水の給与は不断給水とするものとする。

(6) 敷料は必要に応じて入れるものとする。

6. 調査項目及び調査方法

(1) 飼料消費量

飼料の総消費量を記録するものとする。

(2) 検定終了時に次の測定及び審査を行うものとする。

ア. 背脂肪(背)の厚さ

超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位で正中線から2～3cm離れたところの背脂肪(背)の厚さ(表皮及び真皮を含む)を測定する。

イ. ロース断面積

超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位のロース断面積を測定する。

ウ. 種豚としての適格性

一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について種豚としての適格性を審査する。

7. 検定の中止

次に該当する場合は検定を中止する。

(1) 伝染病にかかった場合、又は切迫屠殺を行った場合

(2) ヨークシャー及びバークシャーにあっては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日において体重105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められる場合

(3) 種豚としての適格性に著しく問題があることが判明した場合

8. 検定成績の判定基準

(1) 検定成績の総合判定は合格、不合格の2区分とする。

(2) 検定成績の判定項目は、1日平均増体重、背脂肪(背)の厚さ、ロース断面積及び種豚としての適格性の4項目とし、検定豚の合否は別表8の成績判定基準によるものとする。

9. 検定成績証明書の交付

検定合格豚については、別記様式の現場直接検定成績証明書を交付するものとする。

附 則

1. この規程は平成3年1月1日よりこれを実施する。

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

別表 8. 成績判定基準

(その1) ランドレース, 大ヨークシャー

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
(1) 1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	780	720	660	610	609 以下
(2) ロ ー ス の 断 面 積 (cm ² 以上)	33.0	31.0	27.0	24.0	23.9 以下
(3) 背脂肪 (背) の厚さ (cm 以下)	1.7	2.0	2.3	2.6	2.7 以上
(4) 種 豚 と し て の 適 格 性	適 格			不 適 格	

(その2) ハンプシャー, デュロック

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
(1) 1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	760	710	650	590	589 以下
(2) ロ ー ス の 断 面 積 (cm ² 以上)	39.0	37.0	33.0	30.0	29.9 以下
(3) 背脂肪 (背) の厚さ (cm 以下)	1.7	2.0	2.3	2.6	2.7 以上
(4) 種 豚 と し て の 適 格 性	適 格			不 適 格	

(その3) ヨークシャー, パークシャー

項 目	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	E
(1) 1 日 平 均 増 体 重 (g 以上)	660	600	540	480	479 以下
(2) ロ ー ス の 断 面 積 (cm ² 以上)	34.0	29.0	25.0	21.0	20.9 以下
(3) 背脂肪 (背) の厚さ (cm 以下)	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9 以上
(4) 種 豚 と し て の 適 格 性	適 格			不 適 格	

現場検定実施細則

豚産肉能力検定規程に基づき実施する、併用検定における現場検定及び現場直接検定は、規程に定めるもののほかこの実施細則により行うものとする。

1. 現場検定施設の指定を受けようとする者は様式1の申込書を本会支部長（以下支部長とし、委託団体長を含む）に提出するものとする。
2. 支部長が前項の申込書を受理したときは、指定に必要な調査を行ったうえ、様式2の推薦書を附して本会会長（以下会長という）に提出するものとする。
3. 指定に必要な調査とは、現場検定施設の指定基準に適合するかいなかを確認するとともに、豚舎内外の飼養環境の整備状況については、本会衛生管理優秀種豚場認定規程の「衛生管理状況評価基準」に基づいて調査を実施するものとする。

4. 会長が推薦書を受理したときは、必要な調査を行い現場検定施設として指定した旨を支部長に通知するとともに、申込者にひな型Ⅰのシールを交付するものとする。
5. 現場検定施設の指定年限は2カ年度とし、2カ年度ごとに指定を更新するものとする。
6. 現場検定施設の指定料金は次のとおりとし、会員でないものの料金は2倍とする。

現場検定の施設指定料 4,120 円（指定年度内）

但し、本会の認定した指定種豚場は上記の料金を徴収しない。

7. 検定を受けようとする者は、様式3の現場検定受検申込書を支部長に提出するものとする。
8. 検定にかかわる料金は次のとおりとし、会員でない者の料金は2倍とする。

（1）併用検定のうちの現場検定料

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 頭の場合は | 6,180 円 |
| 2 頭以上の場合は | 6,180 円に 1 頭増すごとに 1,030 円を加算する |

（2）現場直接検定料

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 頭の場合は | 6,180 円 |
| 2 頭以上の場合は | 6,180 円に 1 頭増すごとに 1,030 円を加算する |

9. 豚産肉能力検定指導員（以下検定指導員という）は、本会の登録委員で、かつ検定業務に精通しているものを支部長が委嘱する。
10. 検定指導員は原則として、検定の開始時及び終了時に立ち会い所要の調査項目の収集を行うものとする。また、必要に応じて指導、監督を行うものとする。
11. 支部長が検定指導員を委嘱又は解嘱した場合は、様式4の豚産肉検定指導員委嘱（解嘱）報告書を会長に提出するものとする。
12. この細則に基づく料金は、当該申込書に添えてこれを納付するものとする。すでに納付した料金はいかなる場合でもこれを返還しない。
13. 支部長は現場直接検定成績証明書を発行の都度、本会に報告するものとする。

附 則

1. この実施細則は平成3年1月1日よりこれを施行する。

平成 4.9.1 豚産肉能力併用検定による産肉登録開始

6.4.1 豚産肉能力現場直接検定による産肉登録開始